

スクールネットワーク 21 運用管理要綱

山口県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、本県の教育の情報化を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るための学校間ネットワークとして構築されたスクールネットワーク 21 の運用管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(略称)

第2条 スクールネットワーク 21 の略称を「y s n 2 1」とする。

(基本原則)

第3条 スクールネットワーク 21 を運用管理する者又は利用する者は、他者の権利及び利益を尊重の上、運用管理し、又は利用するものとする。

(スクールネットワーク 21 の運用管理)

第4条 スクールネットワーク 21 の適正な運用管理を図るため、統括管理者及びシステム管理者を置く。

(統括管理者)

第5条 統括管理者は、教育情報化推進室長の職にある者をもって充てる。

2 統括管理者が欠けたとき又は事故があるときは、県教育委員会教育長が指名する者がその職務を代理する。

(統括管理者の職務)

第6条 統括管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) スクールネットワーク 21 の安全性及び信頼性の向上並びに運営のための措置に関すること。

(2) スクールネットワーク 21 の拡張及び性能の向上に関すること。

(3) スクールネットワーク 21 の運営に支障がある場合の利用機関への必要な指示に関すること。

(システム管理者)

第7条 システム管理者は、やまぐち総合教育支援センター所長の職にある者をもって充てる。

2 システム管理者が欠けたとき又は事故があるときは、県教育委員会教育長が指名する者がその職務を代理する。

(システム管理者の職務)

第8条 システム管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) スクールネットワーク 21 の接続等の手続に関すること。

(2) スクールネットワーク 21 の構成機器の稼動状況の把握等その管理に関すること。

(3) スクールネットワーク 21 の運用管理に必要な情報の収集、整理等に関すること。

(4) スクールネットワーク 21 のシステム及び情報の保護並びに不正使用防止に関すること。

(5) スクールネットワーク 21 の途絶防止及び応急復旧対策に関すること。

(6) その他スクールネットワーク 21 のシステムに関すること。

(利用機関の範囲)

第9条 スクールネットワーク 21 に回線を接続の上、利用できる機関は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校、県教育庁及びやまぐち総合教育支援センター
- (2) 市町立学校及び市町教育委員会事務局
- (3) 国立大学法人附属の小・中学校及び特別支援学校
- (4) 前各号以外の小・中・高等学校
- (5) 前各号に定めるもののほか、統括管理者が適当と認める機関
(利用者の範囲)

第10条 スクールネットワーク21を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる機関に所属する児童生徒及び職員
- (2) その他統括管理者が適当と認める者
(利用の承認等の手続)

第11条 第9条に掲げる機関の長は、新たに接続を希望する日の3箇月前までに、スクールネットワーク21利用申請書（別記第1号様式又は第2号様式）をシステム管理者に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 県立学校及び前項の承認を得た機関（以下「利用機関」という。）の長は、利用事項に変更のある場合には、直ちにスクールネットワーク21利用変更申請書（別記第3号様式又は第4号様式）をシステム管理者に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 利用を中止する場合には、直ちにスクールネットワーク21利用取消届（別記第5号様式又は第6号様式）をシステム管理者に提出しなければならない。
- 4 前各項の承認等の申請に当たっては、第9条第1号、第3号及び第5号に掲げる機関にあっては直接、同条第2号に掲げる機関にあっては市町教育委員会を経由して、同条第4号に掲げる機関にあっては学事文書課を経由して、システム管理者に提出するものとする。

(利用機関の管理責任者等の設置)

第12条 利用機関には、適正なシステム利用を図るため、管理責任者及び運用担当者を置かななければならない。

- 2 管理責任者は、当該利用機関の長がこれに当たるものとし、当該利用機関のスクールネットワーク21の利用についての責任を負うものとする。
- 3 運用担当者は、当該利用機関に所属する職員の中から管理責任者が選任し、管理責任者の監督の下、当該利用機関での適正かつ円滑な利用に努めるものとする。

(利用時間)

第13条 スクールネットワーク21は、24時間利用することができる。

- 2 システム管理者は、特に必要があると認めたときは、前項の利用時間を変更できるものとする。

(運用の停止)

第14条 システム管理者は、設備の点検、保守等やむを得ないと認める場合、スクールネットワーク21の運用を停止できるものとする。

- 2 スクールネットワーク21の運用を停止する場合には、システム管理者は、あらかじめスクールネットワーク21を通じて利用機関に連絡するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(通信条件等)

第15条 利用機関のアドレスの設定、スクールネットワーク21への接続等は、システム管理者の指示により行うものとする。

2 利用機関がスクールネットワーク21の利用に当たって使用できる通信プロトコル等は、統括管理者が認定したもののみとする。

(利用内容)

第16条 利用機関は、スクールネットワーク21を次に掲げる目的で利用するものとする。

(1) Webページによる情報の発信及び受信

(2) 電子メールの発信及び受信

(3) グループウェア（電子掲示板等）を利用した情報の発信及び受信

(4) データベースによる情報及び動画の発信及び受信

(5) 前各号に定めるもののほか、統括管理者が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第17条 利用者は、前条に規定するスクールネットワーク21を次の各号に抵触しないように利用するものとする。

(1) 端末を設置する利用機関以外の場所での利用（システム管理者が特に必要と認める場合を除く。）

(2) 公序良俗に反する利用

(3) 犯罪的行為に結び付くおそれのある利用

(4) 誹謗中傷等人権侵害につながるおそれのある利用

(5) 著作権その他の権利を侵害する利用

(6) プライバシーを侵害する利用

(7) 私的又は営利を目的とする利用

(8) システムの運用妨害又はシステムへの侵入を目的とする利用

(9) 他に不利益を与えるおそれのある利用

(10) 不正なID及びパスワードによる利用

(11) 個人情報保護法及び山口県個人情報保護条例に違反する利用

(12) その他法令等に違反する利用

(13) 前各号に掲げるもののほか、統括管理者が不適當と判断する利用

2 システム管理者は、利用者が第15条第2項に反する利用及び前項各号に該当する利用をした場合、当該機関に利用の停止等の指示を行うことができる。

(情報の削除)

第18条 システム管理者は、情報の内容等が不適切であり緊急を要すると認めたときは、当該情報を削除できるものとする。

2 システム管理者は、前項の情報の削除に当たって、その理由を示す義務を負わないものとする。

(免責)

第19条 県教育委員会は、スクールネットワーク21の利用により発生した損害や問題に対する責任を負わないものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、スクールネットワーク21の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

スクールネットワーク 2 1 利用規程

山口県教育委員会

(目的)

第 1 条 この規程は、スクールネットワーク 2 1 運用管理要綱（以下「運用管理要綱」という。）

第 2 0 条の規定に基づき、スクールネットワーク 2 1 の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(接続)

第 2 条 利用機関のスクールネットワーク 2 1 への回線接続は、やまぐち情報スーパーネットワークのアクセスポイント内に設けるスクールネットワーク 2 1 用の接続口を利用し、利用機関等が行うものとする。

2 利用機関がスクールネットワーク 2 1 を利用する場合は、当該機関内において当該機関が管理しているコンピュータを利用するものとする。ただし、利用機関の管理責任者が、当該機関に所属する職員が当該機関内において職務を遂行するために必要と認めるとともに、当該機関が接続したコンピュータと同等のセキュリティ対策が講じられた場合は、この限りではない。

(接続するサーバ及び端末等)

第 3 条 スクールネットワーク 2 1 に接続するサーバ及び端末等は、他の外部ネットワークと直接接続しないものとする。ただし、管理責任者が教育上必要と認め、適切なセキュリティ対策を講じ、システム管理者が適当と認めた場合は、この限りでない。

(インターネット経由の接続)

第 4 条 インターネット経由でスクールネットワーク 2 1 を利用できるのは、次の場合とする。

(1) 運用管理要綱第 9 条に掲げる機関の職員が当該職員の W e b メールを利用する場合

(2) 仮想専用線（V P N）を利用するなどセキュリティを保つことができる場合

(データや通信の安全の確保)

第 5 条 個人情報等重要なデータは、スクールネットワーク 2 1 に接続されるコンピュータ及びサーバ内に保存しないようにするとともに、送受信にスクールネットワーク 2 1 を利用しないなどの配慮をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用機関の管理責任者が、当該機関に所属する職員が当該機関内において職務を遂行するために必要と認めるとともに、データ管理上十分なセキュリティ対策が講じられ、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、個人情報等重要なデータの送受信にスクールネットワーク 2 1 を利用することができる。

(1) 個人情報等重要なデータを、児童生徒が利用するコンピュータから接続できない教職員専用のサーバ等に保存する場合

(2) 個人情報等重要なデータを、利用機関外に設置したサーバ等に保存する場合

(電子メールの利用)

第 6 条 電子メールは、次の目的で使用するものとする。

(1) 学習活動における利用

(2) 教育情報の入手に関する情報交換

(3) 学校間交流を目的とする情報交換

(4) スクールネットワーク 2 1 の利用に係る連絡等

(5) 利用機関間の文書及び情報の交換

(6) 職務に係る情報交換

2 システム管理者は、利用者が前項各号に掲げる目的以外の目的で電子メールを使用したと認められるときは、当該利用者の利用資格を停止することができる。

3 管理責任者は、当該利用機関の利用者が電子メールを利用するときは、適切な指導・助言を行うものとする。

4 運用担当者は、利用機関の電子メールアカウント等の管理を当該機関の管理責任者の監督の下に行うものとする。

(Web ページの公開)

第7条 利用機関のWeb ページについての責任は、当該機関の管理責任者が負うものとする。

2 公開するWeb ページについては、人権を尊重し、不適切な表現等をしてはならない。特に、身体、性別、出身、学歴、病気、民族、信教等の表現については、十分な配慮をしなければならない。また、情報発信のモラルを守り、関係法令等を遵守するため、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 著作権等の知的所有権、肖像権、個人情報等の保護を目的とする法令に違反する行為

(2) 児童生徒及び保護者の承諾を得ていない児童生徒作品の掲載

(3) 商取引に関する情報の掲載

(4) 他人を誹謗中傷する表現

(5) 虚偽の表現

(6) 特定の政治活動や宗教活動、個人の信条等を支援又は誹謗する表現

(7) 法律及び規則等に反する情報の掲載

(8) その他教育上好ましくない情報の掲載

3 システム管理者は、Web ページに前項各号のいずれかに該当する不適切な内容を含むと認められたときは、当該Web ページを直ちに削除できるものとする。

4 公開するWeb ページに掲載する児童生徒の情報については、個人情報の保護に配慮し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、利用機関の管理責任者が教育上必要と判断し、児童生徒及び保護者の同意を得た場合には、この限りでない。

(1) 児童生徒の氏名については、原則として実名表記をしないこと。

(2) 児童生徒の映像を掲載する場合は、個人が特定できないよう配慮すること。

(3) 児童生徒の国籍、本籍、住所、電話番号、年齢、生年月日、家族関係等の個人情報に当たる情報は掲載しないこと。

(4) 児童生徒の意見や主張、感想等については、個人が特定できないようにすること。

5 利用機関がWeb ページに掲載する内容は、公的な機関による教育目的の情報発信であることから、利用機関内に委員会を設けるなどして検討するとともに、管理責任者は、運用管理要綱並びに第2項及び前項に示す事項について確認するものとする。

6 掲載した情報について、内容の訂正若しくは削除の要請を受けた場合、第三者の著作に係る情報について当該著作権者等から要請があった場合又は閲覧者等から内容について指摘を受けた場合は、当該機関において協議するとともに、市町立学校等においては市町教育委員会を通して、その他の教育機関においては直接、システム管理者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

7 スクールネットワーク 2 1 利用機関相互のリンクは、自由に行うことができるものとする。
外部へのリンクについては、公的機関の Web ページであることを踏まえて内容等を検討し、
教育上有用なものに限るとともに、リンク自由と明記されていない場合は、相手の示す条件に
従って許諾を得るものとする。

(電子掲示板等の利用)

第 8 条 電子掲示板等の利用に当たっては、前条第 2 項及び第 4 項の規定を準用するものとする。

2 児童生徒が電子掲示板等に掲載する内容は、学校及び社会の教育活動に限るものとする。

3 職員が電子掲示板等に掲載する内容は、学校教育及び児童生徒の学習活動に限るものとする。

(ビデオ画像及びデータベースのデータの利用)

第 9 条 映像蓄積サーバ及びデータベースに格納するデータ（以下「データ」という。）は、著
作権、肖像権、商標権その他の権利及び個人情報等の諸問題を解決したものとする。

2 データは、教育活動及び職務に必要な場合には、スクールネットワーク 2 1 の利用機関にお
いて、自由に利用できるものとする。ただし、著作権等はデータの作成者等が保持しているこ
とに留意するものとする。

(フィルタリング)

第 1 0 条 有害情報等を排除するためのフィルタリング基準は、統括管理者が別にこれを定める。

(雑則)

第 1 1 条 運用管理要綱及び本規程により判断し難い事項については、システム管理者が統括管
理者と協議の上、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

スクールネットワーク 2 1 利用について

山口県教育委員会

1 基本的な事項

法令、スクールネットワーク 2 1 運用管理要綱（以下「運用管理要綱」という。）及びスクールネットワーク 2 1 利用規程（以下「利用規程」という。）に則った利用をすること。

2 接続するサーバ及び端末等

外部の他のネットワークに接続しようとする場合、セキュリティ上の理由により、原則としてスクールネットワーク 2 1 に接続しているサーバや端末とは別のものを使用すること（利用規程第 3 条）。

3 利用機関外からの利用

スクールネットワーク 2 1 は、利用機関内において利用できるものとする。

ただし、電子メールアドレスを付与された職員にあっては、自宅等においても当該電子メール（Web メール）を使用することができる（利用規程第 4 条）。

4 コンピュータウイルス対策

スクールネットワーク 2 1 のネットワークセンターを通してやり取りされる電子メールやファイルについては、コンピュータウイルスへの対策が施される。しかし、利用機関内部の端末等で扱うデータについては、スクールネットワーク 2 1 のネットワークセンターを経由しないため、対処できない。ウイルスに感染した USB メモリや DVD 等のファイルを利用機関の端末等で使用すると、その機関内で広がった後、スクールネットワーク 2 1 全体に被害を及ぼす。

そのため、利用機関においては、各コンピュータにウイルス対策ソフトウェアを施し、頻繁に定義ファイルを更新するとともに、管理責任者は利用者に対して適切な指導を行うこと。

5 データ等の安全確保

(1) インターネットのセキュリティは完全とはいえないので、個人情報や秘密文書等の重要なデータは、児童生徒が利用するコンピュータから接続できるサーバ等に保存しないようにするとともに、送受信にスクールネットワーク 2 1 を利用しないなどの配慮をすること（利用規程第 5 条第 1 項）。

(2) 利用規程第 5 条第 2 項におけるデータ管理上十分なセキュリティ対策とは、データへの不正なアクセス、データの漏えい、システムの不正利用などが起きないような対策を取ることであり、利用機関内に委員会を設けるなどして、個人情報や秘密文書等の重要なデータの保護について十分検討を行うこと。

6 Web ページの公開

Web ページの公開は、利用機関の管理責任者の責任において行うが、運用管理要綱及び利用規程の該当事項に留意すること。

なお、公開する事項及び内容については、利用機関内に委員会を設けるなどして、個人情報、著作権、秘密の保持等について十分検討を行うこと（利用規程第 7 条）。

(1) Web ページ

学校は、次の二つの Web ページを【 】内に示す容量を上限として格納することができる。

ア 外部用 Web ページ（インターネットに公開） 【200MB】

イ 内部用 Web ページ（接続する利用機関内でのみ閲覧可能） 【100MB】

(2) 著作権への配慮

Web ページに掲載するデータは、その著作権に十分配慮しなければならない。文章、絵画、写真、音楽等に関する権利は、著作者等が有しているので、これを複製し、転載し、又は改変する場合には、著作権者等の許諾を得なければならない。

インターネットを利用する際には、次の事項等は著作権の侵害に当たるので、管理責任者は児童生徒等の利用者に適切に指導しなければならない。

ア 他人のWeb ページや電子掲示板に載っている文章や写真等を無断で他のWeb ページや電子掲示板に転載すること。

イ 書籍、雑誌、新聞等の記事や写真を無断で掲載すること。

ウ テレビ、ビデオ、CD、DVD、インターネット等から取り込んだ映像、音声、データ等を無断で掲載すること。

エ 芸能人又は著名人の写真、キャラクターの画像等を無断で掲載すること。

オ 他人が作成したソフトウェア及びそれを改変したプログラムを無断で掲載すること。

カ 歌詞又は曲を無断で掲載すること。

キ 他人の電子メールを無断で掲載すること。

ク その他

(3) 利用規程第7条第4項ただし書における児童生徒の氏名又は写真の掲載に当たっては、各利用機関の管理責任者の責任において、様式例を参考にして児童生徒本人及び保護者の承諾を得ること。

7 電子メールの利用

(1) 電子メールの利用に当たっては、運用管理要綱及び利用規程の該当事項に十分留意するとともに、運用担当者は、児童生徒及び職員に対して適切な指導をすること。

(2) パスワードは、他人に教えたり、不正な使用をしたりしないなど厳重に管理すること。また、利用承認時に発行した初期パスワードは、早期に変更するとともに、安全管理のために定期的に変更すること。

(3) 電子メールは、機密性、信頼性ともに完全ではなく、盗用・遅配・紛失の可能性があることを十分考慮した利用をすること。例えば、個人情報・秘密性の高い内容の送信で電子メールを利用するときは、十分考慮すること。

(4) スクールネットワーク21における電子メールサービスの種類は、次のとおりである。

ア 教職員用電子メールアカウント

運用管理要綱第9条に掲げる機関の職員が教育活動や職務の遂行のために利用するものであり、各機関に所属する教育職員（非常勤職員を除く。）に電子メールアカウントを付与する。なお、このアカウントに限り、インターネットに接続されている端末があれば、自宅等からもWeb メールで利用可能とする。

イ 教育用代表電子メールアカウント

利用を承認された学校には、教育用代表電子メールアカウントを一つ付与する。休業日を除き、毎日電子メールをチェックすること。

ウ 児童生徒用電子メールアカウント

児童生徒に対し、各学校の運用方針に基づき、児童生徒数を上限として運用担当者が発行することができる。

エ 運用担当者電子メールアドレス

学校内の児童生徒用電子メールアドレスの発行・削除等を実行できるアカウントを付与する。

(5) 利用できる容量

児童生徒用電子メールアドレスで利用できる容量は、送受信合わせて10MBを上限とする。それ以外の電子メールアドレスで利用できる容量は、送受信合わせて100MBを上限とする。上限の容量を超過した場合、利用できなくなるため、利用者は電子メールを削除する必要がある。

(6) 電子メール利用の基本的なルールとマナー

ア 電子メールアドレスは正確に書くこと。また、他人の電子メールアドレスを使用しないこと。

イ 電子メール本文の冒頭又は末尾に、発信者の所属及び氏名を明記すること。

ウ 他人の悪口やプライバシーの侵害等人権を傷つける内容の電子メールは送信しないこと。

エ 電子メールが第三者に転送されてもよいよう考慮すること。

オ スクールネットワーク21を使って、私的な電子メールのやり取りをしないこと。

カ 受信者の環境等も考慮して、半角カナ文字、機種依存文字及び外字は使用しないこと。

キ 発信前に、内容及び添付ファイルを再確認すること。

ク 運用管理要綱及び利用規程の該当事項の趣旨に反する内容が記載されることのないよう注意すること。

8 フィルタリング

世界で公開されているWebページは膨大な数であり、日々多数のWebページが新規に公開されている。したがって、フィルタリングに完全なものはないことを十分認識して、児童生徒にWebページを閲覧させること。

また、授業で必要なWebページが閲覧できない、児童生徒に好ましくないWebページが閲覧できるなどフィルタリングに係る問題点がある場合は、統括管理者に相談すること。

9 データベース

県内の学校等の教育機関並びにその所属する児童生徒及び職員が所有する教育関係情報をデータベース化し、学校等における教育活動等において活用する目的でデータベースを構築する。したがって、格納するデータは、著作権、肖像権、商標権等の諸権利、個人情報等の諸問題を解決したものでなければならない。

これらのデータは、県内の学校において教育上必要な場合は、自由に利用できるものとする。ただし、著作権はそのデータの提供者が保有するものとする。

データは、統括管理者が適当と認めた者又は各利用機関の運用担当者により、利用機関等からも登録できる。

10 大容量のデータ転送

大容量のデータの転送は、ネットワークへの負担を考慮し、放課後に行うなどの配慮をすること。

11 ヘルプデスク

スクールネットワーク21を安定稼働させるため、やまぐち総合教育支援センターに常駐す

る専任のシステムエンジニア（ヘルプデスク）の業務は、次のとおりである。

ア システム全般の保守・管理（システム監視、セキュリティ対策、バックアップ等）

イ 障害・故障対応（発生時の1次切り分け業務等）

ウ スクールネットワーク21参加校からの問合せ対応

エ スクールネットワーク21参加校への出向（山口県全域）

オ その他統括管理者及びシステム管理者が必要と認めた業務

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月23日から施行する。

第 1 号様式

経 由	市町教育委員会教育長	学事文書課長
	第 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

年 月 日

スクールネットワーク 2 1

システム管理者 様

(やまぐち総合教育支援センター所長)

学 校 名

学校長名

スクールネットワーク 2 1 利用申請書 (学校用)

スクールネットワーク 2 1 を利用したいので、運用管理要綱第 1 1 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

なお、利用に際しては、スクールネットワーク 2 1 運用管理要綱を遵守します。

記

ふりがな 機 関 名		所属長氏名 (管理責任者)	
所 在 地	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
教育職員数	人	児童生徒数	人
運用担当者職氏名	職名	氏名	
利用開始希望日	年	月	日
アクセス ^o イント接続回線	事業者名	回線速度	回線種別
校内LAN接続室数			
接続サーバ種別・数			
接 続 P C 数			
そ の 他			

第2号様式

年 月 日

スクールネットワーク21
 システム管理者 様
 (やまぐち総合教育支援センター所長)

教育委員会名
 教育長名

スクールネットワーク21利用申請書(市町教育委員会用)

スクールネットワーク21を利用したいので、運用管理要綱第11条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

なお、利用に際しては、スクールネットワーク21運用管理要綱を遵守します。

記

所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
庁内利用者数	人	接続学校数	小 校、中 校、他()
庁内接続PC	台	児童生徒数	人
運用担当者職氏名	職名	氏名	
利用開始希望日	年 月 日		
アクセス ^ホ イント接続回線	事業者名	回線速度	回線種別
インターネット ^フ ロハ ^{イタ}	事業者名	接続速度	商品名
センター所在地			
接続サーバ種別・数			
その他			

※1 別記第1号様式に示す各学校の状況を別紙にまとめ、添付すること。

※2 システム構成図を添付すること。

第3号様式

経 由	市町教育委員会教育長 第 号 年 月 日	学事文書課長 第 号 年 月 日
--------	----------------------------	------------------------

年 月 日

スクールネットワーク21

システム管理者 様

(やまぐち総合教育支援センター所長)

学 校 名

学 校 長 名

スクールネットワーク21利用変更申請書（学校用）

スクールネットワーク21の利用内容を変更したいので、運用管理要綱第11条第2項に基づき、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 機 関 名		所属長氏名 (管理責任者)	
所 在 地	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
教 育 職 員 数	人	児 童 生 徒 数	人
運 用 担 当 者 職 氏 名	職 名 氏 名		
変 更 予 定 日	年 月 日		
変 更 点			

第4号様式

年 月 日

スクールネットワーク21
 システム管理者 様
 (やまぐち総合教育支援センター所長)

教育委員会名
 教育長名

スクールネットワーク21利用変更申請書(市町教育委員会用)

スクールネットワーク21の利用内容を変更したいので、運用管理要綱第11条第2項に基づき、下記のとおり申請します。

記

所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
庁内利用者数	人	接続学校数	小 校、中 校、他()
庁内接続PC	台	児童生徒数	人
運用担当者職氏名	職名	氏名	
変更予定日	年 月 日		
変更点			

※1 別記第1号様式に示す各学校の状況を別紙にまとめ、添付すること。

※2 システム構成図を添付すること。

第5号様式

経 由	市町教育委員会教育長	学事文書課長
	第 号 年 月 日	第 号 年 月 日

年 月 日

スクールネットワーク21

システム管理者 様

(やまぐち総合教育支援センター所長)

学 校 名

学 校 長 名

スクールネットワーク21利用取消届（学校用）

スクールネットワーク21の利用を取り消したいので、運用管理要綱第11条第3項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 機 関 名		所属長氏名 (管理責任者)	
所 在 地	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
利用取消日	年 月 日		

第6号様式

年 月 日

スクールネットワーク21
システム管理者 様
(やまぐち総合教育支援センター所長)

教育委員会名
教育長名

スクールネットワーク21利用取消届 (市町教育委員会用)

スクールネットワーク21の利用を取り消したいので、運用管理要綱第11条第3項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
運用担当者職氏名	職名	氏名	
利用取消日	年 月 日		

(様式例)

年 月 日

(保護者名) 様

〇〇〇立〇〇〇学校長 (校長名)

本校W e b ページへの情報掲載について

日頃から本校教育に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校において情報教育を積極的に取り組んでおり、その一環として本校の規定に基づき、日常の教育活動の成果をW e b ページでインターネット公開しているところです。

つきましては、このたび、下記の情報についてW e b ページに掲載したいと考えておりますので、御承諾くださいますようお願いいたします。

なお、本校W e b ページは、<http://www.xxxxx-e.ysn21.jp/> で閲覧できます。

-----きりとり-----

W e b ページ掲載承諾書

掲 載 目 的	
掲載する情報	
この情報を学校W e b ページに掲載することについて (承諾します ・ 承諾しません) どちらかを○で囲んでください。 _____年_____月_____日	
_____年_____組_____番 児童氏名 _____	保護者氏名 _____